規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年九月十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一一六

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「研究開発室長」を削り、「コングロマリット室長」を「国際監督室長」に改め、同部証券取引等監視委員会事務局の項中「証券検査監理官」を「証券検査監理官　情報解析室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「地方情報化推進室長　デジタル放送受信推進室長」を「放送コンテンツ海外流通推進室長　地方情報化推進室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「主税調査官」を「主税調査官　国際租税総合調整官」に、「国有財産有効活用企画官」を「国有財産企画官　国有財産有効活用室長」に改め、「特定国有財産整備室長」を削る。

別表経済産業省の部内部部局の項中「調査統計審議官」を削り、「商務流通保安審議官」を「商務流通保安審議官　原子力事故災害対処審議官」に、「安全保障情報調査室長」を「情報調査室長」に改め、「オゾン層保護企画官」を削り、「宇宙産業室長　防衛産業企画官」を「ロボット政策室長　宇宙産業室長」に、「検査室長　監督室長」を「商取引検査室長」に、「業務管理室長　管理審査専門職」を「管理審査専門職業務管理室長」に改める。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「放射性廃棄物等対策室長」を削る。

別表国土交通省の部地方運輸局の項中「地域振興推進室長」を削る。

別表環境省の部内部部局の項中「市場メカニズム室長　フロン対策室長」に、「鳥獣保護業務室長」を「国立公園利用推進室長　鳥獣保護管理室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十七年五月三十一日」を「平成二十七年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第三十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項８中「区域計画に関すること」の下に「、同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。

附　則

この訓令は、平成二十七年九月一日から施行する。